

# 高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センターゆのかわ

## ゆのかわ通信



第6号 平成31年1月発行 函館市地域包括支援センター ゆのかわ 発行責任者 佐々木 康寛

地域の皆様には日頃より当センターの運営にご協力頂き、ありがとうございます。私事ではありますがこの仕事に就き、初めての冬を迎えました。慣れない業務に最初は不安な思いもありましたが、地域・関係機関の皆様のあたたかさに支えられ、少しずつ成長できたと感じています。

今年の干支は亥年、「猪」のように真っ直ぐひたむきに成長していくとともに、地域の皆様の声を大切にして日々の業務に取り組んでいきますので宜しくお願い致します。



保健師  
工藤 稔之

### 高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センターゆのかわ

〒042-0932 函館市湯川町3丁目29番15号  
介護老人保健施設ケンゆのかわ内  
TEL 0138-36-4300  
FAX 0138-57-0080



窓口相談  
月曜日～土曜日  
8:45～17:30  
(日曜日は定休)



**担当地域 (東央部第1圏域)**  
川原町 ・ 深堀町 ・ 駒場町  
湯川町1～3丁目 ・ 湯浜町  
日吉町1～4丁目 ・ 花園町  
高齢(65歳以上)人口: 10,980人  
高齢化率: 36.9% (平成30年11月現在)

**地域の集まりにも、ぜひセンターをご利用ください!**  
各地域にお伺いし、高齢者全般に関するお話をさせて頂いております。日時、内容はご要望に応じてご相談させていただきます。お気軽にご連絡下さい。(※無料です)  
受付担当: 佐々木 京谷 庄子

# ケアマネジャーより 函館市在宅高齢者等サービスについて

「家族介護用品給付事業」をご紹介します。  
在宅の寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族に対し、介護に必要な介護用品の給付をすることにより、介護に当たる家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

**サービス内容及び利用料**  
・給付対象介護用品：紙おむつ、尿取りパッド  
・給付額：月額5,000円が上限(超えた場合は自己負担)  
・介護者へ利用券を交付し、指定事業所に対し給付費の支払いを行う。

**対象者及び条件**  
次の全てに該当する方を介護中で、函館市に住所がある市民税非課税世帯の家族。  
・在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者であること(介護用品の持ち込みを認めていない施設、医療機関への入所及び入院している方は除きます)。  
・要介護認定において要介護3～5と判定され、介護用品が必要な状態。  
・函館市に住所を有し、市民税非課税世帯(※)に属している。  
※市民税非課税世帯のうち、市町村民税課税者の税法上扶養親族等、配偶者が市町村民税課税者である者、または介護用品使用者が生活保護受給者である場合は除きます。

家族介護用品給付事業の申請は、介護者であるご家族が市役所の窓口で申請することができます。手続き方法等ご不明な点は、担当ケアマネジャーや当センターへお問合せください。

それぞれの職員の「私がした冬の備え」をご紹介します。  
包括ゆのかわのメンバーです！  
よろしくお願いします。

 佐々木 社会福祉士	車のタイヤ交換・洗浄(寒空の下)	 京谷 保健師	停電しても使えるストーブの購入(予定)	 庄子 主任ケアマネ	転ばない体づくり	 中村 主任ケアマネ	来年春の為に畑の片づけ
 森 社会福祉士	薪わりと皮下脂肪の蓄え	 村上 社会福祉士	温かい布団カバーに変えました。	 小倉 ケアマネジャー	ヒートテック(肌着)の購入	 工藤 保健師	加湿器の掃除をしました。
 安倍 社会福祉士	新しいスノーブーツとマダソを買いました。	 海老名 ケアマネジャー	ももひきと湯たんぽ	 中野 ケアマネジャー	あったか靴下と脂肪?	 斎藤 事務員	モコモコ絨毯と窓にプチプチ



社会福祉士  
より

# 身近で起きている消費者被害に注意!

高齢者を狙った消費者被害は、年々増加しています。「私は大丈夫」と思っている、悪質業者は焦りや不安な気持ちにつけこみ、巧みな話術で“すき”を狙ってきます。消費者被害に遭わないためには、日頃からその手口などについて関心を持つことが大切です。ここでは実際に函館で起きている消費者被害の手口をご紹介します。

## ハガキによる 架空請求

「法務省」や「民事訴訟管理センター」等と名乗り、「消費料金に関する訴訟最終通告」と書かれたハガキを送りつけ、お金をだまし取ろうとします。書かれている電話番号には連絡せず、関係機関に相談しましょう。

実際に届いたハガキの一例です!

### ①感情をゆさぶる

「訴訟」「最終告知」などの表現で不安をあおり、気を動転させます。

### ②焦らせる

時間的切迫を演出し、考える時間を与えません。

### ③公的機関を名乗り、信用させる

電話番号や詳しい住所を載せることで、話の信憑性(しんぴょうせい)を高めます。

**消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)225 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日 平成30年7月5日**

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター  
東京都千代田区霞が関[ ]  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-[ ]  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

## 消費者トラブルの相談窓口

- 函館市消費生活センター  
☎ 26-4646
- 函館市役所  
「くらし安心110番」  
☎ 21-3110
- 警察相談ダイヤル  
☎ 51-9110  
#9110(短縮)

「自分一人で悩んでいる」「地域に心配な高齢者がいる」など、気になることがあれば、当センターにもお気軽にご相談下さい。



保健師  
より

# 介護予防を始めよう!!

「いつまでも今と変わらず元気でいたい!!でも年をとると体は弱くなっていくし...。年(老化)には勝てない...これは仕方がない事」と思いませんか? いつまでも元気で過ごすには「介護予防」が大切です。「介護予防」とは介護が必要な状態にならないことと、また介護を受けている方は悪化させないことという意味です。

## 思い当たることはありませんか?

- 外出が面倒になってきた。
- 日用品の買い物をしなくなった。
- 階段を登るのに手すりや壁につかまる。
- 歩くことが少なくなった。
- お茶や汁物でむせることが多くなった。
- 楽しみだったことが楽しめなくなった。
- 近所付き合いが減った。
- 気分が落ち込み、楽しめない。



思い当たることがあり、介護予防に取り組みたい方はぜひ当センターに相談してください!!

## 自分らしい生活を送るために

センターでは介護保険を利用して体づくりに取り組んだり、活用できる函館市の事業やサービス等についてご紹介しています。また町会等の集まりの機会に合わせ、介護予防のポイント等についてのお話や、体操のご紹介も同時に行っています。「年だから」と思わず、心身のサインを見逃さず早めに対応していく為の心構えが大切です。

主任ケアマネジャー  
より

# 「平成30年度地域ケア会議」実施報告

◎今年度は開催町ごとに様々な視点で意見交換を行いました。

### 【支援者視点で意見交換】



10月6日：東深堀町会  
在宅福祉委員、関係機関、中学生  
深堀中学2年生も参加し、在宅福祉委員、郵便局、警察の方々とグループになって模擬検索を行いました。「認知症高齢者を地域で支えるために、もっと認知症への理解が大事」とご意見を頂きました。

### 【当事者視点で意見交換】



10月10日：日吉東部町会  
町会、関係機関  
自分が認知症になった当事者の視点で不安な事と安心な事について意見交換を実施し、将来の自分の為「元気なうちから認知症や公的制度の理解を深める事が大事」とご意見を頂きました。

### 【連携の視点で意見交換】



11月6日：花園町会  
町会、関係機関  
頂いた意見の中で「隣近所、地域での繋がりが大事」とあり実際に不明高齢者の相談を受けた場合の対応について、町会や事業所より意見を頂きました。地域の連携が早期対応に繋がると共有しました。

当センターでは「地域の課題を検討する会議」として、今年度も「認知症高齢者模擬検索」と「意見交換」を実施しています。模擬検索を通して認知症について理解を深め、当事者や支援者、それぞれ異なる視点から地域の課題を話し合う良い機会となりました。今年度中に「全体会」も予定しています。ご協力、ご参加をお願い致します。